

いちじあす ほいく あんない 一時預かり保育のご案内

なかはらくほいく こそだ そうごうしえんせんたー なかはらくほいくえん ほごしゃ かた しゅうろう しゅうがく びょうき けが た
中原区保育・子育て総合支援センター（中原保育園）では、保護者の方の就労や就学、病気、怪我、その他
かてい ほいく きんきゅう いちじてき むすか ばあい ひつよう きかんによう いちじあす ほいく じっし
家庭での保育が、緊急・一時的に難しい場合に、必要な期間利用できる一時預かり保育を実施します。

こうもく 項目	ないよう 内容
たいしょうじ 対象児	げつ しゅうがくまえ じどう ほいく ひつよう じどう 5か月～就学前の児童で保育の必要な児童
りょうくぶん 利用区分	げんそく ほいくしよ かよ こ つぎ いちじてき かてい ほいく ばあい 原則、保育所に通われていないお子さんで、次のいずれかにより、一時的に家庭で保育ができない場合 ひていけいてきほいく 非定型的保育 ほごしゃ しゅう 2～3日 保護者が週2～3日 しゅうがく の就労や就学などを おこな ばあい しゅう 行っている場合（週2 ～3日） きんきゅう いちじほいく 緊急・一時保育 ほごしゃ しゅうがく しゅうがく ちなん ばあい しゅうがく ・保護者が週1日程度の就労や就学などを行っている場合（週1日程度） ほごしゃ しゅうがく しゅうがく ちなん ばあい しゅうがく ・保護者が病気になったり、冠婚葬祭などに緊急に参加したりしなければなら なくなつた場合（週1日程度または同一月内で連続して14日まで） ほごしゃ しゅうがく しゅうがく ちなん ばあい しゅうがく ・保護者が育児などに伴う心理的・肉体的負担の解消などを図る必要があると 認められた場合（週1日程度または同一月内で連続して14日まで）
ていいん 定員	いちにち にん うち さいみまんじ りょう げんそく にん 一日あたり10人（この内1歳未満児の利用は、原則2人まで）
りょうにちじ 利用日時	げつようび きんようび こくみん しゅくじつ ねんまつねんし のぞく 月曜日～金曜日の8:30～17:00（国民の祝日 年末年始は除く）
りょうりょうきん 利用料金	さいみまんじ えん にち 1歳未満児 2,900円/1日 さいみまんじ えん にち 3歳未満児 2,500円/1日 さいいじょうじ えん にち 3歳以上児 1,500円/1日 きゅうよく りょう ばあい 給食・おやつをご利用の場合は、 別途1日300円が必要となります。 じょうき ねんれいくぶん がつたち まんねんれい さいみまんじ さい たんじょうび ぜんじつ ※上記の年齢区分は4月1日の満年齢によります。ただし、1歳未満児については1歳の誕生日の前日まで。 りょうりょうきん かてい じょうきょう おうじて げんめん せいど ※利用料金はご家庭の状況に応じて、減免の制度もあります。
もうしこみほうほう 申込方法	じぜん どうろく ひつよう どうろく りょうしんせい どうじ かのう 事前の登録が必要です。登録と利用申請は同時でも可能です。 もうしこ かいしひ 【申込み開始日】 れいわ ねん がつ がつ りょう がつ にち か 令和4年4月～6月の利用 ⇒ 2月1日（火）9:00～17:00 れいわ ねん がつ がつ りょう がつ にち げつ 令和4年7月～9月の利用 ⇒ 5月9日（月）9:00～17:00 れいわ ねん がつ がつ りょう がつ にち げつ 令和4年10月～12月の利用 ⇒ 8月1日（月）9:00～17:00 れいわ ねん がつ がつ りょう がつ にち か 令和5年1月～3月の利用 ⇒ 11月1日（火）9:00～17:00 しよにち しょう たすう ちゅうせん 【初日は申し込み者多数のため、抽選で仮予約申込み手続き受付順番を決めます】 もうしこ しよにち にゅうりよくふ おーむ まどぐちうけつけ 申込み初日のみ、入カフームと窓口受付のみになります。 ふつか めいこう でんわ ちやくせつらいしよ もうしこ 2日目以降は、電話、または直接来所して、お申込みください。 しよにち しょう たすう ちゅうせん じんぶん げつ ちゅうせん 初日に申し込まれた方の抽選順位の後に、2日目以降の方の順番となります。 りょうきぼうしやたすう もうしこ しよにち まんいん 利用希望者多数のため、申込み初日で満員となることもありますので、ご了承ください。 もうしこ まえ かなら ほーむペーじ ないよう かくにん おねがい お申込みの前に必ず、ホームページで内容のご確認をお願いいたします。 URL : https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000124044.html



↑
中原区保育・
子育て総合
支援センター
ホームページ

利用の流れ

利用申し込み開始初日のみ、仮予約申し込み手続きを抽選で決めます。
 抽選後、抽選結果の早い番号の方から順に利用希望日を確保(仮予約)お伺いし、調整いたします。

1 登録

○初めての利用の前に、電話か来所で基本状況を登録します。

2 利用日の確認(仮予約)

○申込み開始日以降であれば、仮予約ができます。

3 利用申請(面接)

○中原保育園で行う面接日が決定したら、必要書類を持参の上、お子さんと一緒に保育園に来所していただき、書類の確認とお子さんの様子についてお聞きます。下記の【A】をご参照ください。

4 利用承認

○利用申請後、利用日を決定した場合、「一時預かり事業利用承認通知書(第3号様式)をお渡します。

○利用承認後の利用取消は、「一時預かり事業利用取消申請書(第5号様式)」を提出してください。

5 利用料金の支払い

○非定型的保育・・・納入通知書にて金融機関でお支払いください。

○緊急・一時保育・・・利用当日ごとに現金でお支払いください。

ご案内の1枚目の「利用区分」をご確認ください。

【A】 面接時 必要書類		ひていけい 非定型	きんきゆう いちじ 緊急・一時
	しんせいしよ きんきゆうれんらくひよう ひよう 申請書・緊急連絡票・プロフィール票	●	●
	ほけんしやう しょうにいりようしやう 保険証・小児医療証	●	●
	しゆうらう しゆうがくしょうめいしよ じえい ばあい じえい しょうめい 就労・就学証明書(自営の場合は自営を証明するもの)	●	
けんこうしんだんしよ 健康診断書	●		

【B】 減免の 対象と 必要書類	① 生活保護受給世帯の場合	「生活保護受給証明書」
	② 市民税非課税世帯の場合	「同一世帯保護者全員分の市民税非課税証明書」
	③ 年収360万円未満世帯の場合	「同一世帯保護者全員分の市民税課税額証明書」もしくは「市民税非課税証明書」
	④ 里親に委託されている児童の場合	「児童委託証明書」
	⑤ 児童扶養手当受給世帯(ひとり親世帯)の場合	「児童扶養手当証明書」
	⑥ 第3子以降の児童 ・多胎児児童 ・兄弟姉妹同時利用時の第2子児童	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し等、利用児童が同一世帯と証明できる書類。 未就学児の兄弟姉妹が認可保育所等を利用してることが分かる書類(施設の連絡帳の写し、施設からの配布物等)。

申し込みとあ さき なかはらくほいくこそだ そうごうしえんせんたー かいじむしつ うけつけじかん へいじつ
申込・問い合わせ先：中原区保育・子育て総合支援センター 2階事務室 受付時間 平日9:00~17:00
 じゆうしよ なかはらくこすぎじんやちやう むさしこすぎえき とほ ぶん
住所：中原区小杉陣屋町 2-3-1 (武蔵小杉駅から徒歩13分)
電話：044-744-3288 FAX：044-738-0037
 なかはらくほいくえん でんわ
中原保育園 電話：044-733-3835